

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「ロゴマーク」使用規約

2023年4月7日

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

1. 目的

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「ロゴマーク」使用規約（以下「本使用規約」という。）は、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「本プラットフォーム」という。）の普及啓発及び本プラットフォーム会員による孤独・孤立に関する取組等の促進を目的に、本プラットフォームのロゴマークを使用するに際して遵守すべき事項を定めるものです。

2. ロゴマーク

・標準



・ヨコ組み



・その他のタイプ（別紙）

3. ロゴマークの使用者

- (1) 本プラットフォームの会員（本使用規約における「会員」は、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約における会員、協力会員、賛助会員をいう。）
- (2) 本プラットフォームの事務局（内閣官房孤独・孤立対策担当室）
- (3) 本プラットフォームの取組を広く広報することを目的として使用するメディア関係者等（※使用にあたっては、必ず事前に本プラットフォームの事務局（内閣官房孤独・孤立対策担当室）に許諾を得ること。）
- (4) 「孤独・孤立対策強化月間」等のキャンペーンにおいて、関連する取組を登録した本プラットフォームの会員以外の団体等（※使用するロゴマークは、別途定める月間キャンペーン用のものとする。）

4. 使用方法等

- (1) ロゴマークのデータを使用する際は、基本データをそのまま使用し、「変形」や「回転」、「色の変更」、「影付け」、「縁取り」等の加工は加えないでください。（別紙参照）
- (2) ロゴマークは直接、孤独・孤立に関する取組の有用性及びサービスの品質を保証し又は評価するものではありません。したがって、目的に反して、個別製品の広告や包装紙、パッケージ等に使用することは避けてください。
- (3) 以下のような不正な使用をおこなった場合は、ロゴマークの使用の取り消し、停止などの措置をとることがあります。
 - ①本使用規約に違反する方法で使用する
 - ②法令や公序良俗に反する方法で使用する
 - ③その他、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の趣旨に明らかに反するような方法で使用する
- (4) 会員が本プラットフォームを退会した場合は、当該会員は速やかにロゴマークの使用を中止してください。

5. 使用状況の報告

本プラットフォームの事務局である内閣官房孤独・孤立対策担当室より、ロゴマークを使用している会員に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

6. 規約の改定

本使用規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、御承知ください。

◆カラー

タテ組みロゴ①

タテ組み②文字サイズ優先版

ヨコ組み①文字サイズ優先版

ロゴマーク



ロゴタイプ①

孤独・孤立 対策
官民連携プラットフォーム

ロゴタイプ②

孤独・孤立対策 官民連携
プラットフォーム

ロゴタイプ③

孤独
孤立 対策
官民連携
プラットフォーム



ヨコ組み②



<色指定>  C:0% M:80% Y:100% K:0%
 C:0% M:35% Y:100% K:0%
 C:83% M:0% Y:62% K:0%

※ヨコ組みでは左右幅、タテ組みでは天地幅を十分確保できる場合は原則「文字サイズ優先版」を使用します。

※色は、孤独・孤立対策に携わる「官」「民」と「孤独・孤立に悩む人」をイメージしたものです。

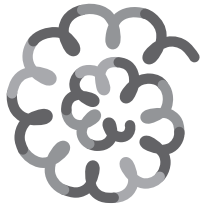
◆白背景のときのモノトーン配色

タテ組みロゴ①

タテ組み②文字サイズ優先版

ヨコ組み①文字サイズ優先版

ロゴマーク



ロゴタイプ①

孤独・孤立 対策
官民連携プラットフォーム

ロゴタイプ②

孤独・孤立対策 官民連携
プラットフォーム

ロゴタイプ③

孤独
孤立 対策
官民連携
プラットフォーム



ヨコ組み②



<色指定>  C:0% M:0% Y:0% K:75%
 C:0% M:0% Y:0% K:40%
 C:0% M:0% Y:0% K:50%

◆背景が黒(暗めの灰色)あるいはグリーン系、赤系、橙(M20%以上の黄色)のいずれかに置かざるをえない場合の配色。

タテ組みロゴ①

タテ組み②文字サイズ優先版

ヨコ組み①文字サイズ優先版

ロゴマーク



ロゴタイプ①

孤独・孤立 対策
官民連携プラットフォーム

ロゴタイプ②

孤独・孤立対策 官民連携
プラットフォーム

ロゴタイプ③

孤独
孤立 対策
官民連携
プラットフォーム



ヨコ組み②



<色指定>  C:0% M:0% Y:0% K:0%
 C:0% M:0% Y:0% K:40%
 C:0% M:0% Y:0% K:50%

「孤独・孤立対策強化月間」における
ロゴマークの使用について

使用規約「3. ロゴマークの使用者」の(4)にある「孤独・孤立対策強化月間」等のキャンペーンにおいて、関連する取組を登録した本プラットフォームの会員以外の団体等が使用するロゴマークは、以下のとおりとする。

「孤独・孤立対策強化月間」における使用ロゴマーク

(例) イメージ



孤独・孤立^{対策}
官民連携プラットフォーム

5月は、「孤独・孤立対策強化月間」です



孤独・孤立^{対策}
官民連携プラットフォーム

5月は、「孤独・孤立対策強化月間」です